

第 6 期 決算 公告

平成20年6月27日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 杉山 清次

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

(单位:百万円)

[illegible]

損益計算書（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	運	用	収	益						1,441,383
資	金	出	金	利	息	利	配	当	利	息	
貸	価	証	券	口	先	ン	利	利	利	息	
有	一	ル	借	取	引	受	入	入	利	息	
口	券	入	入	手	金	受	利	利	利	息	
買	の	他	の	引	替	等	手	収	数	料	
預	務	入	為	の	役	手	務	収	収	益	
所	の	他	取	の	証	引	収	収	収	益	
役	入	有	取	価	引	証	券	収	収	益	
受	の	取	融	有	生	商	品	収	収	益	
そ	定	金	他	派	定	取	引	収	収	益	
特	品	他	為	特	替	務	売	買	却	ん	
商	定	取	等	業	券	費	補	て	収	金	
特	の	他	他	の	係	業	常	収	収	益	
そ	の	国	等	債	の	常	常	収	収	益	
外	の	債	等	関	の	託	運	却	用	益	
国	殊	証	他	の	信	経	常	収	収	益	
特	の	の	他	等	の	費	費	収	収	益	
そ	株	式	の	等	の	託	運	却	用	益	
金	金	の	常	調	達	利	利	利	利	用	
所	預	金	調	金	預	金	利	利	利	息	
営	譲	渡	性	マ	ネ	一	利	利	利	息	
所	債	一	ル	マ	先	利	利	利	利	息	
所	口	券	現	取	引	支	利	利	利	息	
所	売	期	用	社	金	債	利	利	利	息	
所	短	ス	債	ツ	ブ	支	利	利	利	息	
所	社	の	他	の	引	替	等	手	費	数	
所	金	払	為	の	業	役	務	務	費	費	
所	支	の	他	の	債	券	費	売	却	却	
所	所	の	等	行	生	商	業	用	償	費	
所	国	債	他	の	の	業	常	品	費	費	
所	債	融	派	業	他	業	常	務	費	費	
所	金	の	業	引	当	金	金	緑	入	入	
所	所	倒	出	等	金	売	金	償	却	却	
所	貸	式	式	失	引	当	金	償	却	却	
所	貸	資	損	の	信	託	利	入	入	入	
所	株	の	他	の	の	経	利	利	利	利	
所	株	常	別	資	産	利	利	利	利	利	
所	投	別	資	産	産	利	利	利	利	利	
所	金	別	損	当	期	純	純	純	純	純	
所	所	前	住	民	税	及	及	及	及	及	
所	引	、	税	等	純	純	純	純	純	純	
所	人	期	税	純	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純	純	
所	法	人	期	税	純	純	純	純	純		

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以て評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が189百万円増加、「有価証券」が16,650百万円、「その他有価証券評価差額金」が16,461百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記7.に記載の有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等については貸倒引当金を計上しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. (1) と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	2年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ1,170百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は1,245百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。

(3) 債券発行差金

平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳

簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるとする債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は204,529百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（会計方針の変更）

「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は8,739百万円減少しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は31,082百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は34,442百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在してい

ること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

10. 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 282,570百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券240,344百万円であります。現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは3,125,932百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,271百万円、延滞債権額は364,815百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,072百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は231,377百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は626,537百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は322,104百万円であります。
8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	2,997百万円
有価証券	3,280,080百万円
貸出金	4,298,849百万円
その他資産	1,067百万円
担保資産に対応する債務	
預金	520,132百万円
コールマネー	888,500百万円
売現先勘定	495,835百万円
債券貸借取引受入担保金	1,375,995百万円
借入金	337百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券942,983百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は73,056百万円及びその他の証拠金等は198百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,430,300百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,770,535百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられて

おります。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 118,596百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 537,064百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 36,741百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,101,237百万円が含まれております。
14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,389,627百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 252,113円45銭
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額 677,852百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 1,000,152百万円
20. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 11.70%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 10,440百万円
役務取引等に係る収益総額 8,650
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 1,478
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額 23,540百万円
役務取引等に係る費用総額 1,525
その他業務・その他経常取引に係る費用総額 54
その他の取引に係る費用総額 84,335
2. 「その他の経常費用」には、債権売却損67,885百万円を含んでおります。
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 18物件	土地建物等	1,496
その他	遊休資産 24物件	土地建物等	693

当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当期末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 1株当たり当期純利益金額 40,493円41銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 36,233円17銭
6. 関連当事者との取引については貸出金、預金等他の顧客と同様の条件で取引を実施しておりますので記載を省略しております。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	831,714	658

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	489,921	490,078	156	204	47
地方債	48,547	48,549	2	15	12
その他	240,344	245,143	4,799	4,799	—
合計	778,813	783,771	4,958	5,018	60

（注）1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	88,274	81,736	△6,537

(注) 1. 関連法人等株式は該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	883,669	947,013	63,343	177,514	114,170
債券	10,429,712	10,383,057	△46,655	10,301	56,956
国債	9,747,626	9,701,808	△45,818	8,115	53,933
地方債	38,989	39,336	347	479	132
社債	643,097	641,912	△1,184	1,706	2,891
その他	3,355,785	3,339,147	△16,638	16,358	32,997
信託受益権	2,150,555	2,150,744	189	7,819	7,630
外国債券	1,087,722	1,072,968	△14,754	5,830	20,585
その他	117,506	115,433	△2,072	2,708	4,781
合計	14,669,167	14,669,217	50	204,174	204,124

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、29,061百万円（利益）であります。

2. 貸借対照表計上額は、国内株式については期末月1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当期におけるこの減損処理額は、39,836百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 20年3月31日）

該当ありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	29,124,157	145,243	26,992

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	191,733
関連法人等株式	2,562
その他有価証券	
非公募債券	1,506,076
その他	105,047

8. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,256,699	4,781,599	472,731	916,573
国債	5,892,844	3,418,331	108,995	771,557
地方債	43,859	26,451	20,889	—
社債	319,994	1,336,816	342,845	145,016
その他	219,863	970,410	723,331	1,574,689
合計	6,476,562	5,752,010	1,196,062	2,491,262

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	1,507	1,500	△6	—	6

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	160,778百万円
繰越欠損金	333,021
有価証券償却損金算入限度超過額	215,099
その他	275,326
繰延税金資産小計	984,226
評価性引当額	<u>△375,778</u>
繰延税金資産合計	608,448
繰延税金負債	
前払年金費用	154,439
その他	<u>81,445</u>
繰延税金負債合計	235,885
繰延税金資産の純額	372,563百万円